

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

(1) 請求人は、平成〇年〇月〇日、A大学に雇用され、B所在のCセンター（以下「センター」という。）において助教として就労していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、センターにおける作業中に鼻を柵にぶつけ、その衝撃で首を痛めた（以下「本件災害」という。）という。

請求人は、翌〇日、D整形外科に受診し、「頸椎捻挫」と診断された。その後、請求人は、耳鳴り、平衡機能障害が出現したとして、複数の医療機関に受診したところ、同月〇日、E病院において「低髄液圧症候群（脳脊髄液減少症）」と診断された。

請求人は、上記傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間の休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の上記傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

(2) 請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、上記傷病のうち、「低髄液圧症候群（脳脊髄液減少症）」は業務上の事由によるものと認めず、「頸椎捻挫」等（以下「本件傷病」という。）は業務に起因するものとして同処分を取り消し

たため、監督署長は、本件傷病の治療に係る通院又は入院日については休業補償給付を支給する旨の変更処分をした。また、請求人は、上記休業補償給付請求の後続請求として、監督署長に平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間の休業補償給付を請求したところ、監督署長は、上記変更決定処分と同様の理由により、本件傷病の治療に係る通院日については休業補償給付を支給し、その余は支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、審査請求を経て再審査請求に及んだが、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却した（平成27年労第341号事件。以下「前裁決」という。）。

- (3) 請求人は、上記(2)の後続請求として、監督署長に平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間の休業補償給付を請求したところ、監督署長は、上記変更決定処分と同様の理由により、本件傷病の治療に係る通院日については休業補償給付を支給し、その余は支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んでいる（平成28年労第221号事件）。

- (4) 今般、請求人は、監督署長に対し、平成〇年〇月〇日以降の療養に係る療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の傷病は同年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）したものと判断し、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病は平成〇年〇月〇日をもって治ゆしたとして、同年〇月〇日以降の期間に係る療養補償給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 労災保険法上の治ゆとは、傷病のいわゆる全治を必ずしも意味するものではなく、業務上の負傷又は疾病に対して医学上の一般に認められた医療を行っても、その医療効果が期待し得ない状態に至ったものをいい、その要件は決定書理由に記載されているとおりである。

(2) 当審査会は、前裁決において、請求人の本件災害による傷病について、「請求人が確実に『脳脊髄液漏出症』を発症したとする根拠は認められない。」と説示した上で、「本件災害との因果関係を否定することが困難な頸椎捻挫等の治療を行うために医療機関を受診した日については休業を要したものと認める。」旨の判断を行ったものであるところ、請求人の治療状況をみると、F病院の診療録及び診療費請求内訳書によれば、平成〇年〇月以降は月〇回の通院であり、その治療内容は、診察、投薬のみであることが確認できる。

この点、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「監督署において収集した医証からみて、病態の変化を示す記録並びに治療内容の変化も認められない。これらの点から判断し、症状固定とすべきものと考える。」と述べているところ、改めて、一件記録を精査するも、上記治療内容は、対症療法といえるものであり、経過観察とされていることが認められる。

そうすると、当審査会としても、上記G医師の医学的見解は妥当であり、請求人の本件災害による本件傷病は、遅くとも、平成〇年〇月〇日には治ゆの状態に至っていたものと判断する。

3 以上のとおりであるから、請求人の本件傷病は、平成〇年〇月〇日をもって治ゆしたと認められ、したがって、監督署長が請求人に対してした同年〇月〇日以降の期間に係る療養補償給付を支給しないとした処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。